

ブームに乗って、
違法チャリも増殖

「自転車ブーム」は、とどまるどころを知らない。通勤時間帯の路上には、渋滞のクルマを縫うように走る自転車が大増殖中。休日のサイクリングロードには、色とりどりのウェアを着た自転車ファンがグループで走っている。しかし、その一方で、見過ごせない。流行も進行中だ。本来なら公道で乗れない「違法自転車」がひそかに増えているのだ。

交通問題に詳しいフリーライターの植村祐介氏が語る。

「それは、ノーブレーキピスト。と呼ばれる自転車と、足でペダルを回さなくても走ることができるフル電動自転車。です。まずピストとは、競輪で使われる競技用自転車のように変速機がなく、ペダルと後輪がいわば直結状態にある自転車のこと。ノーブレーキピストはそのピストから前後どちらか、または両方のブレーキを取り

「オシャレ」「ラクチン」という理由で、人気のノーブレーキピストとフル電動自転車。ところが、このふたつのチャリはれっきとした「違反チャリ」。公道で乗れば、罰金だけでは済まされない事態に!

外した自転車のことです。後者は、電動アシスト。ではなく、モーターの動力だけで走ることが出来る自転車です」

ノーブレーキピストは見た目もシンプルでオシャレ、フル電動自転車は電気だけで走れるからラクチンという理由ではやっているようだ。で、どこが問題なの?

「ノーブレーキピストのユーザーは『足を止めればブレーキになる』と主張しますが、歩くようなスピードならともかく、普通に走っているとはとても止まれるものではありません。一方、フル電動自転車は、自転車の形をした電動スクー

ターのようなもの。なかには最高速度35km/hを謳うものもあります。それが歩行者のいる歩道を走ったりしているのですから、危険性は言うまでもないでしょう」(植村氏)

都心の繁華街を走る自転車を見ても、確かに普通のスポーツ自転車に交じって、ノーブレーキピストもチラホラ。フル電動自転車は、電動アシスト自転車との区別がつきにくい、交通の流れに乗って、足を動かさずに走っている。疑わしい自転車。が複数いたことは確認できた。

罰金、懲役、一発免停も!?

もちろん、警察当局も、こうした、危険な自転車。が路上を走っていることの危険性は承知で、取締りを強化しているという。では、ノーブレーキピストやフル電動自転車は何が違法で、罰金はどうなっているのだろうか? まずはノーブレーキピストから。

「自転車には、法令で定める基準に適合した制動装置(ブレーキ)の装着が義務づけられています。そして道交法施行規則では、制動装置の基準を『前車輪及び後車輪を制動すること』『乾燥した平坦な舗装路面において、制動初速度が10km毎時のとき、制動装置の操作を開始した場所から3m以内

の距離で円滑に自転車を停止させる性能を有すること』と定めています」(警察庁広報室)

つまり、自転車には前後ともにブレーキが必要で、ドライ路面で10km/hから、3m以内に止まれる性能が必要だということ。でも、「オレなら足を止めて3mで止まれるぜ」って豪語するヤツなら、大丈夫?

「制動装置については『走行容易に操作できる位置にあること』と定められています。足を止めて後輪の回転を止めるという制動方法については、制動装置を有しないと考えられます」(前出・広報室)なるほど。そして、ブレーキのない自転車に乗っていて検挙されたらどうなるのかを聞いてびっくり! 5万円以下の罰金に処せられるというのだ! クルマの整備不良の反則金9000円(制動装置等)とは、比べものにならない大きな金額。たかが自転車のブレーキと侮ると大変な出費になるのだ。

ところが、ノーブレーキピストよりも厳しく、罰金だけで済まされないのがフル電動自転車だ。

「0.6kW以下の定格出力のモーターを持つフル電動自転車は、道交法の原動機付自転車(原付)に当たると解されます。モーターのスイッチを切って人力のみでペダルを回して走行していたとしても、その走行は原付の運転行為になり、運

合の処分もハンパじゃない。『保安基準違反では3ヵ月以下の懲役または5万円以下の罰金。自賠責未加入は1年以下の懲役または50万円以下の罰金が科せられる可能性があります』(前出・広報室)さらに、クルマの運転免許そのものだって無効じゃられない。

「フル電動自転車が原付と見なされる場合、自賠責に加入せずに公道で運転すると反則点数6点が付されます。これは、持っている免許が二輪でも普通免許でも、同じ処分です」(前出・広報室)点数6点という一発免停。クルマに乗れなくなってしまう……。懲役や高額罰金、さらには免許という処分もあるなら、とても「ラクだ、便利だ」といって乗り回せる代物じゃない!

違法チャリには近寄るな!

そして、最悪のケースが、こうした「違反チャリ」で事故を起こした場合。損害保険会社の業界団体である日本損害保険協会に、もし事故を起こした場合、自転車や原付自転車での賠償責任をカバーできる保険の扱いはどうなるのか尋ねた。

「自転車の事故の賠償は、個人賠償責任保険の対象となります。個人賠償責任保険は、偶然な事故により他人の『身体』や『財物』

罰金、へタすりや免停、
事故れば巨額賠償金も!?
流行の「グリーン・チャリ」の落とし穴!

「ノーブレーキピスト」&「フル電動」の恐ろしい現実!!



フル電動自転車の特徴

- 小型自転車の形態をしているものが多い
- 電動アシスト自転車に比べ、バッテリーが大型
- あまり聞いたことのないメーカー名
- ペダルを回さずに走っている

一見すると電動アシスト自転車と区別がつかないフル電動だが、バッテリーのデカさが目立ち、タイヤもバイクのよう

ノーブレーキピストの特徴

- ハンドルがストレートのショート、またはドロップハンドル
- ハンドルにブレーキレバーがない、または片方しかない
- 前後の車輪にもブレーキ装備がない、または片方しかない
- ギアがシングルで、変速機がない



都心の繁華街を歩くと違反ピストがチラホラ。前輪にブレーキをつけているが後輪にないため、罰金の対象だ。





危険すぎるノーブレーキ&イヤホン。
なるべく近寄らないようにしたい

の対象にしていけない可能性もあります」(前出・協会)

つまり、事故の賠償がすべて自腹になる可能性もゼロではなさそうなのだ。

では、具体的な裁判では、どう判断されるのだろうか？ そのあたりを、交通問題に詳しい高山俊吉弁護士に聞いた。

「警察は、違法かどうかギリギリのものについては犯罪を成立させる方向に誘導していく傾向があるのです。ノーブレーキビストが違法で、フル電動自転車が原付扱いというのは、そうした意味合いからも納得できます。

しかし、実際に事故を起こし裁

判になったときにどうなるかは話が別です。保険の社会的な使命、つまり被害者を救済するための機能という観点に立てば、裁判の結果、保険会社が支払うべきという結果になることも予想されます。

ですが、特にフル電動自転車ですが、特にフル電動自転車でも事故を起こした場合、保険会社も「自転車を対象とする保険での賠償の対象になるかどうか」を本気で争ってくるでしょう。

また、こうした違法自転車。で事故を起こせば、過失の認定という部分で裁判官の心証にかなり影響し、加害者側が不利な立場になることは確実です。例えば、歩行者が右手から左手

に持ちかえようとして先端を斜めにあげた傘に、後方からきた電動アシスト自転車がぶつかって転倒、運転者が重傷を負った事件で、平成22年9月30日、京都地裁は転倒した自転車が出しすぎていたとして、運転者に7割の過失を認めました。

合法的な電動アシスト自転車でも過失が大とされたのですから、ノーブレーキビストやフル電動自転車では、歩行者側になり非があっても、自転車側の過失がより大きく判定される可能性が高いということです。こうした万一を考

えたら、あまりオススメできる乗り物ではないと思いますよ」
つまり、摘発されれば厳罰が、事故の加害者となれば過失を大きく認定される上、賠償保険が適用されるかどうか怪しい乗り物、それがノーブレーキビストやフル電動自転車なのだ。そして、これは歩行者の立場からも無視できない事実。なぜなら、事故の際にキチンと賠償してもらえるかどうか分からない凶器が普通に街中を走っていることになるのだから。

警察当局も、取締りに本腰を入れるのであれば、単にアリバイ作りのような検挙ではなく、「摘発されるとどうなるか」「事故を起こすとどうなるか」を危険性とともに大々的にPRすべきだろう。

事故を起こすと人生が台無しに、ぶつけられたら泣き寝入り必至!? こんな乗り物、買って乗るなんて言語道断！ 見かけても近寄らず、が正しい選択だ！



自転車ショップに並ぶ「ビストバイク」。店頭のものにはブレーキがついているが、購入後、外すのだとか

通販などでフル電動はフツーに販売中。「ペダルモードならOK」という警察の見解とは異なる注意書きも

